

# 仕 様 書

## 1 業務名

仮称) 青少年科学館活用基本構想策定事前調査業務

## 2 業務の目的

本調査は、平成 29 年度より策定作業を進める「仮称) 青少年科学館活用基本構想」(以下、「基本構想」という。)の事前調査として位置付け実施するものである。

青少年科学館の魅力を向上し、積極的な活用を図るため、現状の展示物及び設備、他都市の状況等を調査・研究し、今後求められる青少年科学館のコンセプト及び運用、整備の方向性を定めることを目的とする。

## 3 業務内容

主な業務は次のとおり。

なお、本業務は企画提案の内容を基本とし、当事者双方協議合意のもと、詳細な業務仕様を定め契約するものであることから、ここで記載する内容に加え、双方協議合意した内容も含めた業務を遂行するものとする。

### (1) 今後の青少年科学館のコンセプトの提案

以下に掲げる各種調査や参考資料等を基に、今後の青少年科学館のコンセプトをどのようにすべきと考えるか、今後更なる活用を図るための運用や整備の方向性と併せて提案すること。

※参考：青少年科学館コンセプト提案に係る参考資料

URL：<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/gakushu/shien/>

- ・青少年科学館を活用した理科教育推進の在り方検討調査報告書(平成 26 年度)
- ・札幌市教育振興基本計画 (P 39～P 46)
- ・札幌市まちづくり戦略ビジョン (戦略編) 及びアクションプラン 2015
- ・平成 27 年度札幌市青少年科学館事業概要

### (2) 他都市先進事例調査の実施

他都市の科学館や博物館等において、先端科学技術を伝える展示物や企業・大学・研究機関等と連携した事業などの事例について調査し、報告書を作成すること。

### (3) 各種調査の実施

基本構想の策定に必要な情報を収集するため各種調査を実施し、報告書を作成すること。なお、調査内容は企画提案によることとするが、必ず次の調査を含むこと。

※青少年科学館事業（平成 27 年度）実施状況調査

（プレゼン時においては、3(1)平成 27 年度札幌市青少年科学館事業概要（平成 26 年度事業内容）を参考にすること）

URL : <http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/gakushu/shien/>

(4) 展示物及び設備の現状把握と学校教育での活用に関する調査

青少年科学館にある展示物及び設備全て（250 件程度）について、下記の項目を調査し、調査票（以下、「カルテ」という。）を作成するとともに、展示物一覧表（Excel データ）にまとめること。

主な調査項目は以下のとおりとする。

展示物及び設備に関する名称・写真、設置箇所（階数、展示コーナー名）、製作事業者名、展示物概要、機器の仕様、設置年数及び修理履歴、今後の修理の可否、更新の必要性、修理不可に見込まれる際の更新規模（整備にかかる費用）と更新案、展示物が示す科学原理や理科における学年と単元、その他必要事項。

※なお、現在、教育委員会で「展示物等に関する理科における活用性調査」を実施しており、後日、ホームページ上にて公開する。（11 月上旬予定）

URL : <http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/gakushu/shien/>

#### 4 業務管理者・業務担当者の設置

本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行う者を 1 名（以下「業務管理者」という）配置する。

委託者との業務打ち合わせには、原則として業務管理者が出席する。

#### 5 成果物の内容

(1) 業務完了届の提出

受託者は、業務完了後速やかに、業務完了届を提出すること。

(2) 調査報告書の作成、提出

冊子 1 部（A4 判）及び電子データ（Microsoft Word 形式－文章、Excel 形式－表、グラフ、図等）にて納品する。

他都市先進事例調査及び各種調査の報告書については、調査を実施後、速やかに（概ね 14 日以内）報告書（冊子及び電子データ）に取りまとめ納品すること。

その他の納品時期は 2 月～3 月を想定するが、進捗状況に応じ別途指示するものとする。なお、提出する報告書等関係書類は次のとおり。

- ア 事前調査報告書（※青少年科学館コンセプト、運用及び整備の方向性の提案）  
（A4 判）10 部
- イ アの CD・データ（Excel・Word 等）2 組
- ウ 他都市先進事例調査報告書（Excel・Word 等）2 組
- エ 各種調査報告書（Excel・Word 等）2 組
- オ 展示物カルテ（Excel 等）及び展示物一覧表（Excel データ）2 組
- カ 各種調査報告書に係る基礎データ（Excel・Word）2 組

## 6 業務履行期間

契約締結日～平成 29 年 3 月 24 日（金）

## 7 著作権について

- (1) 受託者は、納品した成果品について、受託者が有する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 号から第 28 号までに規定する著作権を成果物の納入とともに委託者に無償で譲渡するものとする。受託者は、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (2) 本業務において使用する写真、イラスト及び文字等が受託者以外の者の著作物である場合には、その著作物の使用方法について、著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続等を取り、著作者と委託者との間に著作権法上の紛争が生じないようにすること。

## 8 その他

- (1) 本業務の履行に関し、委託者との連携を密にして委託者に確認のうえ進めること。また、進行状況について定期的（月 1～2 回程度）及び委託者の求めに応じて報告を行うこと。報告方法については、都度、確認しながら対応すること。
- (2) 当該業務で取り扱う個人情報の収集は必要最小限にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取扱いを確保すること。

- (3) 業務実施にあたっては、札幌市の受託業務であることに留意して適切な対応を心掛け、相手側に不愉快な印象を持たれないよう十分留意すること。
- (4) 本業務に際し必要な消耗品等については、本市の環境マネジメントシステムに準じ、必要最低限かつ環境負荷軽減に資する製品の使用及び廃棄物の抑制に努めること。
- (5) その他、本業務の履行に関し、当該仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、当事者双方の協議により処理すること。